

保護者の皆様

京都市立塔南高等学校
校長 小野 恭裕

「緊急事態宣言」の期間の再延長を踏まえた対応について（お知らせとお願い）

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、令和3年5月31日（月）まで延長されておりました緊急事態措置が、令和3年6月20日（日）まで再度延長されることになりました。

つきましては、現在実施しております時差登校等の取組を、6月20日（日）まで継続するとともに、引き続き、感染拡大防止に万全を期しながら教育活動に取り組んでまいります。各家庭におかれましては、お子様をはじめ、ご家族の体調・健康管理の徹底、保健衛生意識の向上と実践に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 健康状態の把握

- (1) 引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果を添付の「健康観察票」に御記入ください。本票は必要に応じて学校に提出していただく場合がありますので、1ヶ月程度は大切に保管してください。

また、保護者の皆様も、お子様と一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただくことをお願いいたします。

- (2) 登校される際は、必ず「健康観察票」を持参させてください（休日の部活動等を含む）。

登校前の健康観察で発熱等の風邪症状がみられた場合は、学校に連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えて自宅で休養させてください。

また、同居のご家族に風邪症状等が見られる場合も、お子様の登校は控えていただくよう、ご協力をお願いいたします。

- (3) お子様やご家族に発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医など身近な医療機関（地域の診療所、病院）に、まず電話で相談してください。

休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 414-5487、365日24時間受付）に連絡してください。

お子様に少なくとも以下のいずれかの症状がある場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校（電話681-0701）へお知らせください。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
（症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。）
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

- (4) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校へ連絡してください。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

2 感染症対策の徹底

この間、本市立学校・幼稚園の児童生徒等が新型コロナウイルスに感染したケースでは、その9割が「家庭内感染」を経路とするものであると教育委員会から報告されており、本校での取組はもとより、各家庭において感染拡大防止にお取り組みいただくことが大変重要となっております。引き続き基本的な感染症対策の実践の徹底をお願いいたします。

3 通学等での感染リスク低減について

引き続き、通学時の公共交通機関の混雑回避のため、1コマ当たりの授業時間を45分に短縮して始業時間を繰り下げる時差登校を、6月20日（日）まで延長することといたします。

平日の最終下校時間につきましては、引き続き、補習その他の学習活動、部活動を問わず、活動の下限を午後6時30分とします。活動終了後はただちに下校（遅くとも午後7時までには完全下校）し、速やかに帰宅することとします。

4 部活動以外の全般的な教育活動について

（1）各教科における指導について

①次の感染リスクの高い学習活動につきましては、緊急事態宣言の発令中は、一時的に停止します。

- ◇各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ◇理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ◇音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」
- ◇美術、工芸における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ◇家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ◇保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

②体育について

◇本年度は、本校では水泳の授業は実施しないことといたします。

◇体育の授業は、可能な限り屋外で実施します。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動を避けることを徹底します。

◇授業の前後における着替え中、移動の際、授業中、用具の準備や後片付けの時等、生徒が運動を行っていない際は、マスクを着用するものとします。また、呼吸が激しくならない軽度の運動の際も、マスク着用の上で実施します。

◇授業内容について、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数での活動の際は、十分な距離を空けて行います。

（2）その他の活動について

①校外活動については、泊を伴うかどうかを問わず、また市内の活動であっても、実施いたしません。

②市内外から講師等を招いて実施する活動や地域・関係団体と連携した校内での活動等について、原則、実施時期を見直すか中止いたします。実施する場合は、オンラインや生徒を分散させるなど、感染症対策を徹底いたします。

③授業参観や懇談会、家庭訪問等は、原則、実施いたしません。

5 部活動について

(1) 部活動の制限について

次の①～③のとおり、**活動場所を原則校内に限定し、活動日の別を問わず、活動時間を2時間以内とする制限を継続いたします。**また、感染リスクの高い活動については控えることといたします。

- ①活動場所は原則校内、参加者は自校の生徒・教職員（部活動指導員、外部コーチ含む）に限定し、校外での練習試合、合同練習、合宿、演奏会等は自粛いたします。
- ②活動にあたっては、顧問又は部活動指導員の指導のもと、部活動ガイドラインを遵守して実施いたします。また、活動時間は2時間以内といたします。
- ③飛沫感染防止のため、活動中においては、生徒同士が組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、発声や楽器演奏の際の向き合っている活動については控え、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をいたします。

(2) 大会・発表会等への参加について

全国大会・近畿大会・国体など、上位につながる大会のみ参加を認めることとします。また、万全な感染症対策を講じるとともに、保護者の同意をいただいたうえで、最小限の人数にしぼって参加することといたします。

(3) 出停等により登校していない生徒の、部活動のみの参加は認めません。

(4) 部活動実施に係る留意事項（感染対策）

①生徒の参加、健康観察等

- ◇生徒の部活動への参加については、保護者の理解・同意を得た上、無理に参加させること等がないよう留意いたします。
- ◇生徒が部活動に参加する際には、健康観察票を必ず持参してください。
- ◇健康観察票や日々の観察により生徒の健康管理を徹底し、少しでも体調に不安を感じている場合は参加しないでください。
- ◇同居家族がPCR検査を受検する場合、生徒については、同居家族の検査結果が陰性と判明するまでは参加を自粛してください。

②マスクの取扱い

- ◇登下校、着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際には、マスクを必ず着用してください。
- ◇運動部の活動においては、体育の授業時の取扱いに準じ、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じることを前提に、マスクの着用は必要ありませんが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用してください。
- ◇文化部の活動においても、体力向上のための運動を行う場合は、上記の運動部の活動の取扱いに準じます。また、マスクを着用することで熱がこもりやすい、のどの渇きを感じにくく水分不足になりやすいといった観点から、マスク着用の影響を考慮した活動内容の設定や水分補給を行います。

③活動場所（更衣含む）、活動内容等

- ◇活動場所や更衣室等の密集を避けるため、部活ごとの利用時間を調整するなど工夫することとし、体育館や更衣室、教室等の屋内においては、密閉空間とならないよう、窓や扉の開口や換気扇を常に回すなど、こまめな換気を行います。
- ◇雨天時における室内や体育館の軒下などでの練習においても、一度に大人数が密集することのないように留意し、事前に部活動ごとに雨天時の活動場所や中止の取決めをするなど工夫いたします。
- ◇活動場所には、消毒液を設置することとし、活動前後での、石けんによるこまめな手洗いを励行し、生徒が手を触れる機会の多い箇所等は、こまめな消毒を徹底いたします。

- ◇器具・用具・情報機器等は、生徒間での共用は可能な限り避けるとともに、やむを得ず共用する場合には、使用前後の消毒及び手洗いを徹底いたします。また、楽器や情報機器等で消毒することができない場合は、使用前後の手洗いを徹底するとともに、ナイロン製手袋を着用して使用するなど工夫して活動することとします。
- ◇「トレーニングルーム」を使用する際には、少人数での実施、換気、使用前後の器具の消毒、マスク着用など、感染防止対策を徹底いたします。
- ◇運動部の活動に当たっては、高体連からの通知や各競技団体から配信されるガイドラインを十分に踏まえます。
- ◇練習や活動中に大きな声での会話や応援等をしないよう指導いたします。
- ◇ドリンクは回し飲みを避け、タオルは共用しないなど使用方法に十分注意するよう指導いたします。
- ◇活動をしていない間も含め、感染予防の観点から、人となるべく距離を空けます。
- ◇部活動終了後は速やかに帰宅させ、生徒同士で食事をするのを控えるよう、特に指導を徹底いたします。
- ◇生徒同士が組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、発声や楽器演奏の際の向き合っでの活動は控えます。大会・発表会等参加のために実施する必要がある場合は、十分な感染対策を講じ、各競技団体等が示すガイドライン等を踏まえながら、最小限に留めます。

④その他

- ◇部活動指導員、外部コーチ、その他部活動運営に携わる外部講師等に対しては、必ず事前に学校における新型コロナウイルス感染症対策についての取組を説明し、十分に理解したうえで指導するよういたします。
- ◇公共交通機関を利用する生徒が、登下校時に、通勤混雑等を避けることができるよう、部活動の開始・終了時間に配慮につとめます。

6 地域諸団体等の学校施設利用等について

P T Aや地域諸団体等による学校施設の利用については、20時まで利用可能といたします。ただし、平日は放課後以降といたします。

7 偏見や差別は許されないことの啓発、心のケアについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導をするとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を行います。
- (2) いじめ等への対応や心のケアが必要な場合は、関係機関等とも連携し、速やかに指導や支援を行うこととします。
- (3) 京都市では下記の子どもに関する電話相談窓口を設置し、本校でもすべてのご家庭にステッカーをお配りしております。お気軽にご相談ください。

〇こども相談24時間ホットライン

電話番号：#**7333**（ダイヤル回線、IP電話の場合には、351-7834におかけください。）
京都市内の高校生までの子ども及び保護者対象の電話相談窓口。
24時間365日対応。